



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成30年12月11日
資料配布		14時00分

件名	地域に根ざした社会保険加入徹底の取組を行います！ ～「京都府建設業社会保険加入推進地域会議」の開催～
----	---

概要	<p>これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険の加入推進を引き続き図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、社会保険の加入に積極的に取り組む京都府内の建設企業等を対象とした「京都府建設業社会保険加入推進地域会議」を開催します。</p> <p>総合建設業者、専門工事業者、法人、個人を問わず、この取組の趣旨にご賛同いただける皆様、ぜひ、ご参加下さい。</p> <p>1 日時：平成31年1月22日（火）13:30～14:00</p> <p>2 場所：キャンパスプラザ京都 第3講義室 （京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939）</p> <p>3 内容：①建設企業による取組事例の紹介 ②建設企業が守るべき行動基準の採択</p> <p>4 対象者：京都府内に拠点を置く建設企業 又は 京都府内での施工実績を有する建設企業 （個人事業主、団体含む）</p> <p>5 その他：報道関係の方は傍聴可能です。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 課長 高城 辰哉（内線6141） 課長補佐 山本 宜弘（内線6144） 電話 06-6942-1141（代） 06-6942-1059（夜間直通）
------	---

「京都府建設業社会保険加入推進地域会議」について

目 的

建設業における技能労働者の処遇の向上及び公平な競争環境の構築を目的に、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、平成 24 年度
の取組開始から 5 年以上が経過し、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、地域において活躍する建設企業に理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

内 容

- 建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- 社会保険の加入に向けて建設企業が守るべき行動基準の採択
- ※『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- 京都府内に拠点を置く建設企業
- 京都府内での施工実績を有する建設企業
- ※総合建設業者・専門工事業者・法人・個人は問いません。また、建設業関係団体への加盟の有無も問いません。本取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、是非ご参加ください。

日 時

- 平成 31 年 1 月 22 日（火） 13：30～14：00

場 所

- キャンパスプラザ京都 第 3 講義室
（京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939）

申込み

別紙「参加申込書」により、平成 31 年 1 月 15 日（火）までに管内の京都府土木事務所へ持参又は F A X にて申込みください。なお、京都府建設業構造改善・育成研修の参加申込書も兼ねていますので、申込みにあたっては、十分ご注意ください。

主催者

京都府、京都府建設産業団体連合会、建設産業専門団体近畿地区連合会、（一社）日本建設業連合会関西支部、近畿地方整備局

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

F A X 送 信 表

平成30年度京都府建設業構造改善・育成研修
京都府建設業社会保険加入推進地域会議

参加申込書

申込日: _____ 月 _____ 日

- | | | |
|-----------------------------------|------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 京都土木事務所 | FAX 075-701-0104 | (TEL 075-701-0106) |
| <input type="checkbox"/> 乙訓土木事務所 | FAX 075-931-2150 | (TEL 075-931-2155) |
| <input type="checkbox"/> 山城北土木事務所 | FAX 0774-62-1730 | (TEL 0774-62-0047) |
| <input type="checkbox"/> 山城南土木事務所 | FAX 0774-72-0830 | (TEL 0774-72-9685) |
| <input type="checkbox"/> 南丹土木事務所 | FAX 0771-62-3494 | (TEL 0771-62-0025) |
| <input type="checkbox"/> 中丹東土木事務所 | FAX 0773-42-7546 | (TEL 0773-42-8763) |
| <input type="checkbox"/> 中丹西土木事務所 | FAX 0773-22-5167 | (TEL 0773-22-5811) |
| <input type="checkbox"/> 丹後土木事務所 | FAX 0772-22-3250 | (TEL 0772-22-2143) |

* 管内土木事務所の□にチェックを入れて、FAX番号あてに送信又は土木事務所に持参してください。

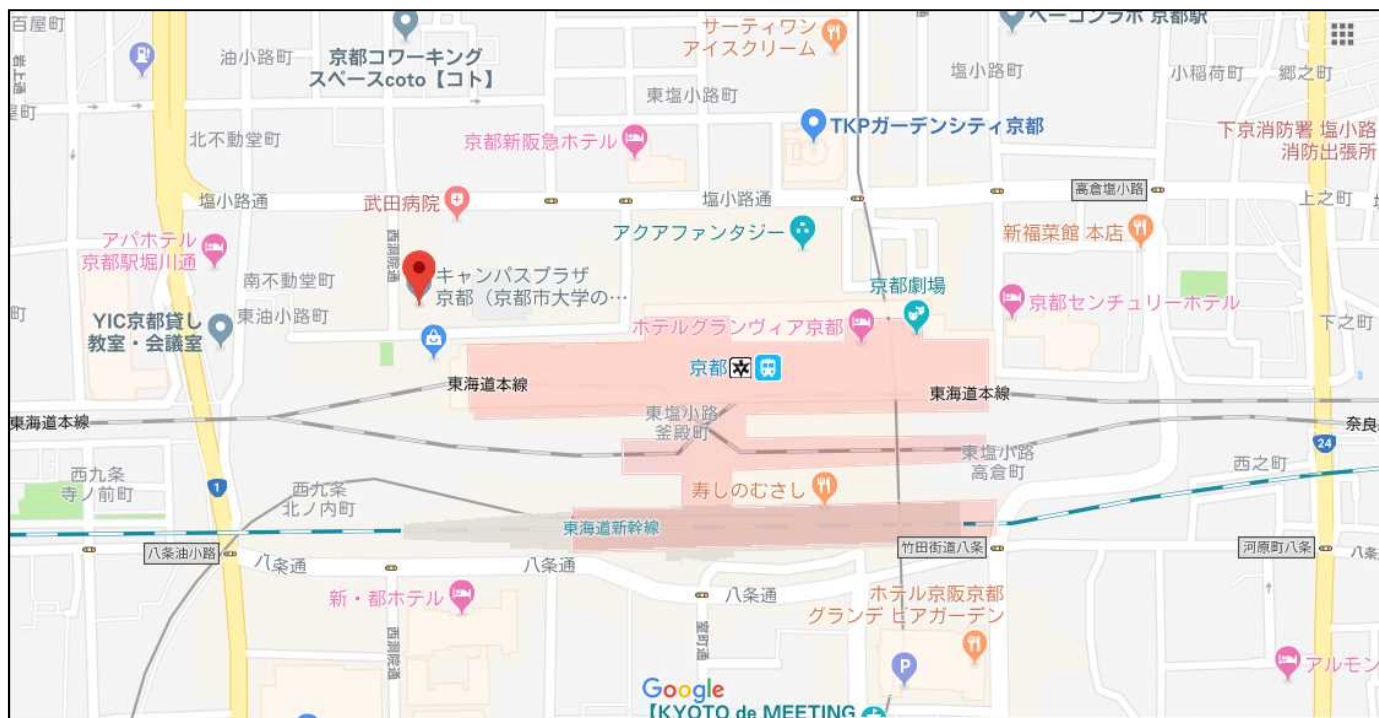
申込
締切

建設業構造改善・育成研修<北部会場>	1月7日(月)
建設業構造改善・育成研修<南部会場>	1月15日(火)
建設業社会保険加入推進会議	

申込 内容	平成30年度京都府建設業構造改善・育成研修	<input type="checkbox"/> 北部会場(1月11日(金))に参加する <input type="checkbox"/> 南部会場(1月22日(火))に参加する <input type="checkbox"/> 参加しない ※ いずれかの□にチェックを入れてください。
	京都府建設業社会保険加入推進地域会議	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない ※いずれかの□にチェックを入れてください。 ※本会議は、上記研修の南部会場において、当該研修開催前に行います。
会 社 名		
会社所在地	(市区町村まで記入してください。)	
	担当者名	
TEL		FAX
受講者氏名		CPDS希望
		※建設業構造改善・育成研修に参加される方のみ、いずれかに○をつけてください。
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

会場付近図

キャンパスプラザ京都 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939



京都市営地下鉄烏丸線、近鉄京都線、JR各線「京都駅」下車。徒歩5分。